

公告

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6の規定に基づき、次のとおり一般競争入札について公告する。なお、この公告に掲げるもののほか、この入札に必要な事項については、坂東市電子入札実施要綱及び坂東市電子入札運用基準による。

令和8年5月20日

坂東市長 木村 敏文

1	入札に付する事項	別表のとおり (NO.92)
2	入札参加資格	<p>入札に参加できるのは、(1)から(9)までに掲げる要件を全て満たしている者とする。</p> <p>(1) 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条の規定による許可を受けていること。</p> <p>(2) 坂東市の令和7・8年度坂東市一般競争入札参加資格者名簿に登録されている者。</p> <p>(3) 技術者の配置について法第26条の規定による技術者を適正に配置できること。</p> <p>(4) 法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受けている者。</p> <p>(5) 政令第167条の4の規定に該当しない者。</p> <p>(6) 坂東市建設工事請負業者指名停止等措置要綱(平成17年坂東市訓令第47号)に基づく指名停止措置を公告の日から開札日までの間いづれの日にも受けていない者。</p> <p>(7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続中の者でないこと。</p> <p>(8) 国税及び地方税の未納がないこと。</p> <p>※落札業者は契約締結時に納税証明書(提出日以前3か月以内に発行されたもの)を提出すること。</p> <p>(9) その他、別表に定める入札参加資格要件に該当する者。</p>
3	入札参加申込	<p>(1) 提出書類 直近の経営事項審査結果通知書の写し</p> <p>(2) 提出方法 電子入札システムにより行うこと</p> <p><a href="http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/nyusatsu.html">http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/nyusatsu.html</a></p> <p><b>※紙入札による承諾を得た者については、郵送(書留郵便)又は持参により提出</b></p> <p>・紙入札提出先 〒306-0692 坂東市岩井4365 坂東市役所 総務部 管財課</p> <p>(3) 申請受付日 令和8年5月21日(木)～5月25日(月)午後3時まで(土、日を除く)</p>
4	設計図書の閲覧	<p>(1) 閲覧方法 入札情報サービスシステムからダウンロード</p> <p><a href="http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/ppi.html">http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/ppi.html</a></p> <p>(2) 閲覧期間 令和8年5月20日(水)から</p>
5	設計図書への質問	<p>(1) 質問方法 質問書(市指定様式)により、別表備考に記載の宛先にEメールにて送信する。</p> <p>(2) 質問日 令和8年5月21日(木)～5月25日(月)正午まで</p> <p>(3) 質問回答日 令和8年5月26日(火)午後5時まで</p> <p>(4) 回答方法 すべての入札参加者あてにEメールにて回答する。</p>
6	入札方法	<p>(1) 電子入札システムにより行うこと。</p> <p><a href="http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/nyusatsu.html">http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/nyusatsu.html</a></p> <p>・入札書及び工事内訳書については、原則として、電子入札システムにより提出すること。</p> <p>(2) 紙入札の承諾を得た者は、書面により資料の提出及び入札等を行うことができる。</p> <p>・市指定の入札書及び工事費内訳書を封かんのうえ、封筒の表面に入札書在中と朱書きし、案件名、入札者の商号又は名称及び代表者の職氏名を表記したうえで、郵送(書留郵便)又は持参により提出すること。</p> <p>・代理人の持参による入札の場合は、委任状が必要である。</p> <p>(3) 入札参加者は、誓約書を入札書提出時に市役所管財課までFAX(0297-35-8201)により提出すること。紙入札方式の承諾を得た者は、誓約書を入札書等と一緒に封かんせずに、郵送(書留郵便)又は持参により提出すること。</p>

7	入札書提出期間	令和8年6月1日(月)～6月3日(水)午後3時まで
8	開札日等	(1) 開札日 令和8年6月4日(木) (2) 開札場所 坂東市役所 総務部 管財課 (3) 入札回数 2回を限度とする。ただし、1回目の入札が無効となった者及び最低制限価格未満の入札で失格となった者は、再度入札(2回目)に参加できない。 ※再度入札(2回目)の日時は、直ちに行うこととし、入札参加者(1回目の入札での無効及び失格者は除く)に電話及び電子入札システムで通知するので、入札当日の開札時間帯は連絡がとれる体制を整えておくこと。 落札候補者が決定しない場合は、政令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約に移行する。 (4) 入札結果 公表する
9	入札参加資格確認申請書類提出	(1) 添付書類 落札候補者には、開札後電話連絡により事後審査書類の提出を求めるので、別表に示す添付書類を市役所管財課に持参し事後審査を受けること。 (2) 提出期限 提出を求められた日の翌日までに提出(閉庁日を除く)すること。
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	要(ただし、坂東市契約規則第33条による場合は免除。)
12	契約書の作成	要
13	入札の無効	次のいずれかに該当する場合の入札は無効とする。 (1) 入札に参加する資格がない者がした入札 (2) 入札について不正な行為があった入札 (3) 入札書の記載が不明確なもの又は記名押印のない入札 (4) 同一人が同一事項に対して入札書を2通以上提出した入札 (5) 他の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者が行った入札 (6) 委任状を持参しない代理人がした入札 (7) 参加資格確認通知書を交付された者であっても、開札日までに指名停止の措置を受けた者がした入札 (8) その他入札条件に違反した入札
14	その他	(1) 現場説明会は行わない。 (2) 入札書を提出した者は、この公告、設計図書等及び現場等についての不明を理由に異議を申し立てることはできない。 (3) 入札参加申込者が2者に満たない場合は、入札を取り止める。 (4) 本工事の落札者は、同日執行する次に掲げる工事の入札については、入札参加を辞退したものとみなし、取り下りとする。 なお、対象工事は以下のとおり。 ①8道新改第2号 道路改良工事 ②8道新改第5号 道路改良工事 ③R8建改第4号 岩井146・149号線 配水管布設工事 ④8道新改第3号 道路改良工事 ⑤8国補社資交狭道第1号-1 道路改良工事 ⑥8道新改第4号 道路改良工事 ⑦8浄修繕第2号 辺田ポンプ場No.1主ポンプ修繕工事 (5) 本工事の入札参加は、手持ち工事件数の制限を適用するため、公告日時点において、手持ち工事件数が2件未満の者であること。 ※手持ち工事とは、坂東市発注の競争入札で予定価格が1,000万円以上の建設工事で、完了検査が完了していないもの。 (6) 法第19条の2に規定する現場代理人を、当該工事現場に常駐させること。 但し、坂東市が現場代理人の常駐緩和を認めた場合は、この限りではない。 (7) 落札者は、2の(3)のとおり配置予定の技術者を当該工事の現場に配置させること。 (8) 落札者は、指名停止期間中の有資格業者に工事の一部を下請けさせてはならない。 (9) 申請書及び資料はA4判で作成すること。 (10) 入札参加者は、坂東市ホームページ「坂東市競争入札心得(電子入札用)」を熟読のうえ、入札に参加すること。 <a href="https://www.city.bando.lg.jp/page/page008386.html">https://www.city.bando.lg.jp/page/page008386.html</a> (11) 不明な点は坂東市役所総務部管財課まで照会すること。 電話番号 0297-35-2121(内線1335)

注) 電子入札システムの利用時間は、土日祝日及び12月29日から1月3日までを除く平日の午前9時から午後6時までである。

案 件 番 号		92	
工 事 発 注 の 担 当 部 課		坂東市 都市建設部 道路建設課	
入 札 対 象 工 事	工 事 名	8国補社資交狭道第1号-1 道路改良工事	
	工 事 場 所	坂東市逆井地内	
	工 期	契約締結の翌日～令和8年12月22日(検査期間14日間を含む)	
	工 事 概 要	道路改良工事 L=169m W=4.0(両側側溝5.5)m	
	最低制限価格設定の有無	有・無	
	調査基準価格の有無	有・無	
	そ の 他	—	
入 札 に 要 す る 者 件	入 札 参 加 形 態	単体	
	参 加 資 格	工 種	格付
		土木一式工事	A・B
	地 域 要 件	建設業法に基づき坂東市内に本店を有する者	
	監理技術者又は主任技術者に関する事	—	
	現場技術員に関する事	—	
	施工実績に関する事	—	
そ の 他	—		
技術者の適正な配置に関する事	<p>・請負金額が4,500万円(建築一式工事は9,000万円)以上となる工事を施工するに当たっては、工事現場ごとに専任の技術者を配置しなければならない。ただし、建設業法第26条第3項第2号又は建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条第2項に該当する場合はこの限りではない。</p> <p>・営業所技術者等や経營業務の管理責任者は、工事現場の専任を要する技術者にはなれない。</p> <p>・発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請け契約の請負金額の合計が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければならない。</p>		
開 札 時 間	午前11時00分		
支 払 条 件	前払金	有40% : 無	
	中間前払金	有20% : 無	
	部分払	有 : 無	
建 設 リ サ イ ク ル 法 摘 要 の 有 無	有		
添 付 書 類 (9. 入 札 参 加 資 格 確 認 申 請 書 類 提 出 (1) の 添 付 書 類)	一般競争入札参加資格審査申請書(様式第1号)		
	一般競争入札参加資格確認書(様式第2号)		
	現場代理人・技術者等配置予定表(様式第3号)		
	配置技術者手持ち工事一覧表		
備 考	質問(Eメール宛先) douken@city.bando.ibaraki.jp		

※ 参加資格は、直近の経営事項審査結果通知書に基づき判定する。

※ 前払金及び中間前払金は、保証事業会社の保証を支払の条件とする。